

組合だより

もり 森林

●発行/令和4年4月28日69号 ●発行責任者/佐伯広域森林組合 〒879-3302 佐伯市宇目大字南田原283-2 TEL 0972-54-3326

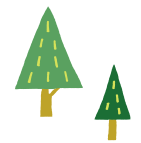
2022
Vol. 69



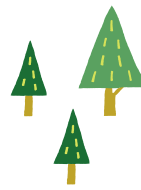
地域材パネル工法の上棟

目次

組合長挨拶	P.02
地域材パネルのご紹介	P.03
山林所有者の皆様へ	P.04
天羽林野庁長官御来訪、災害への備え	P.05
下刈事業補助申請申込書	P.06
除伐・保育間伐について、下刈りについて、 JAおおいた 宇目支店統廃合に伴う口座確認について	P.07
鳥たちの冬越し	P.08
木材市況&市日表	P.09
ホットニュース、組合員の皆様へ、拠点一覧	P.10



組合長挨拶



代表理事組合長
戸 高 壽 生

地殻変動（巨大地震）、気候変動（地球温暖化による気象害）、新型コロナウイルス感染症、さらにロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮による新型大陸間弾道ミサイルの発射など、世界規模での多くの脅威に晒されている昨今であります。

さて、そうした脅威が及ぼす当組合への影響についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡散に端を発し、米国では働き方の変革（リモートワーク）と住宅

ローンの低金利政策により、都心部から郊外への住み替えによる住宅新築ラッシュがあり大幅な木材不足が引き起こされました。また一方では、カナダでの相次ぐ森林火災、中国における木材事情の異変や大幅な輸送コストの上昇、コンテナ不足など、コロナを起因とする「ウッド・ショック」は、建築木材の大半を輸入に頼ってきた我が国においても、丸太価格が1万6千円台（昨年6月）、K D材（乾燥製材品）価格も2倍以上に高騰し、木材業界としては対応に大わらわです。森林資源大国となった我が国においては、木材価格高騰のチャンスにもかかわらず、あまりにも永く続いた木材低迷は関連業界の意欲欠如を招き、伐る能力・加工（製材）する能力がわずかしか機能できない

のが実情で、せつかくの資源を生かしきれないことは大きな反省点であろうかと思えます。そうした状況の中で、皆様のご協力のもと「佐伯型循環林業」を提唱し推進してすでに10年以上が経過した当組合としては、「伐って、使って、植える」能力が十分に備わっており、現状にしっかりと対応できて好調な実績を上げております。

しかしながら、いまだ終息の気配すらないコロナ禍での世界経済が今後どのように変化するのか、加えてロシアのウクライナ侵攻が、今後の林業・木材産業界にどのように影響を及ぼすか、情報に注視ししっかりと流れを読み適切に対応することが必要であり課題でもあります。

また、気候変動対策（温暖化防止）については、昨秋英国で開催された「COP26」（国連気候変動対策枠組条約第26回締結国会議）を受けての我が国の「カーボ

ン・ニュートラル」への取り組みでは、二酸化炭素を吸収し蓄積する森林とそれを固定する国産材木造建築の推進が謳われ、事業に直結する当組合にとっては今後への期待が大きく膨らみます。

地球規模での脅威が点在する中ではありますが、森林・林業・木材産業の復活のチャンスが見え隠れする状況もあることを申し述べさせていただきます。

世の中には大きな流れがあり、決して元に戻ることはない流れの中で、変革をくり返しながら現在があります。今がどういう時代なのか、適切な情報を得るにより、しっかりと来るべき次代を見据えて新たな挑戦をする。これがあるから、今日の「佐伯広域森林組合」があります。今後も引き続き、森林・林業・木材産業並びに当組合の発展ために邁進をして参る所存であります。



地域材パネルのご紹介

地域材パネルとは地元佐伯の木材を使用し、一軒の家を20~30枚程度のパネル(写真参照)に加工し家を建てる工法です。ご要望の場所にサッシや断熱材等を工場に取り付けた状態にし、上棟現場に持ち込みますので非常に精度が高く、現場での工期も短縮されます。また、構造部分の継手には金物を使用していること、外周部には筋カイではなく壁一面に耐力面材を使用しているなど、地震にとっても強い安心・安全な躯体です。

新築をお考えの方、下記までご一報いただきましたらスタッフがご説明させていただきます。

問い合わせ先 流通部 加工流通課(宇目工場内) TEL 0972-54-3930

パネル組立



上棟風景



上棟完了



パネル設置

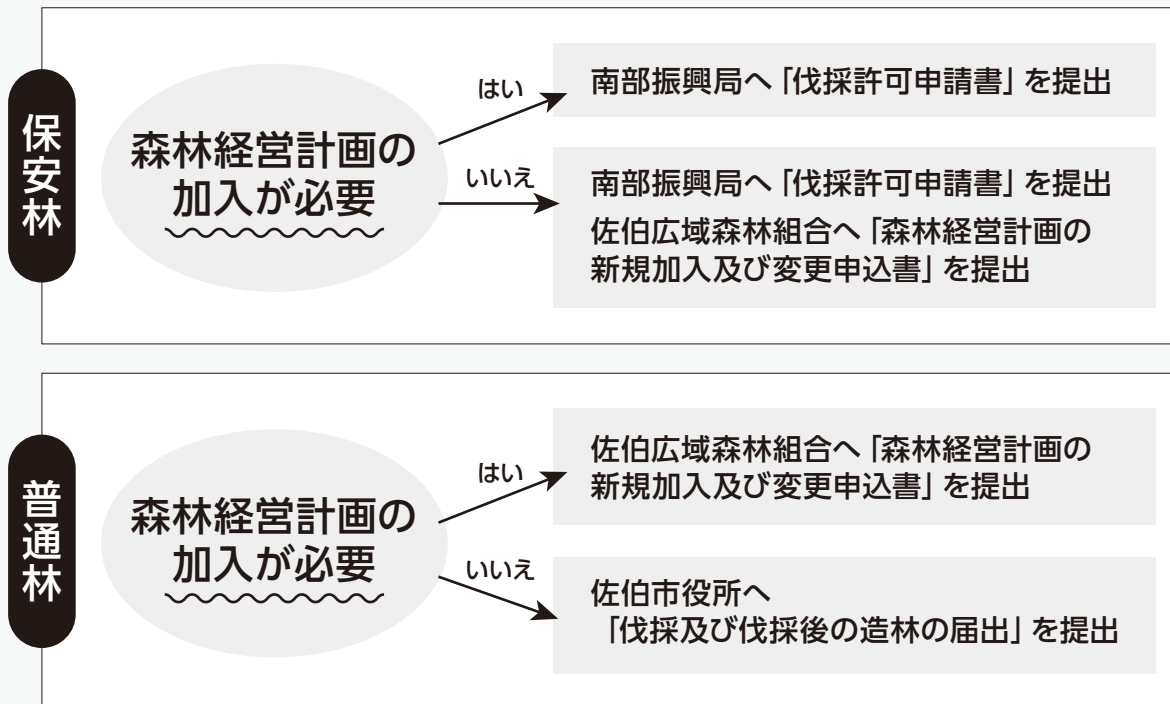


山林所有者の皆様へ

山林の伐採を行う際には「伐採届」もしくは「森林経営計画の新規加入及び変更申込書」の提出が義務付けられています。



伐採に関する届出フロー



※間伐や伐採後の植林で造林補助を活用する場合、または確定申告の際に山林所得に係る租税控除の支援措置を受ける場合には「森林経営計画に加入」しておく必要があります。

伐採業者より提出のあった「森林経営計画の新規加入及び変更申込書」につきましては誤伐・盗伐を防ぐ観点から完了通知書を伐採業者・山林所有者双方に送付していますのでお手元にて保管していただくようお願いします。



届出に心当たりがない場合は当組合にご連絡下さい。

お問い合わせ先 TEL: 0972-54-3326
佐伯広域森林組合 事業部 森林整備課



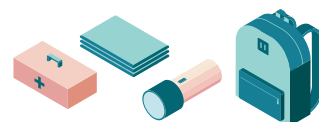
令和4年
1月13日 天羽林野庁長官御来訪

昨年11月、戸高組合長が農林水産大臣との車座対話終了後に天羽林野庁長官を訪問したことが契機となり、この度の御来訪が実現しました。

宇目工場では製材から乾燥材生産の状況、特定母樹園や採穂園、コンテナ苗生産の取り組みなど現地にて視察されました。意見交換会では当組合が取組む規模や再造林の実績に感銘をしていただき、今後の重要課題でもある「大径材への取り組み」に対して期待の思いなど、多くの貴重なご意見をいただくことができました。



災害への備え



今年1月22日、大分県を襲った日向灘を震源地とする、震度5強の地震に身の危険を感じた方も多かったのではないのでしょうか。その後も震度4・5クラスの地震が全国各地で頻繁に発生している中、いつまた大きな地震が来てもおかしくない状況です。業務中の大きな災害によって従業員が帰宅できない時の備えとして、各拠点に防災備蓄品を揃えました。

災害発生時の不安をすこしでも解消できるよう、日ごろからの防災意識の向上に取り組んでいきます。



下列事業補助申請申込書

〈補助対象条件〉

- 樹種 スギ、ヒノキ、クヌギ、その他(有用広葉樹)
- 林齢及び施業 ①原則1年生～5年生迄の1回刈りのみ
②クヌギ萌芽林に於いては原則3年生迄
③原則全面刈施業すること
- 面積及び条件 1反歩(0.10ha)以上で対象樹種が700本/ha以上あること
- 補助金申請時期 ①7月末申請 補助金支払日:10月頃 ※申請時期、補助金支払日については目安になりますので、変更がある場合があります。
②10月末申請 補助金支払日:1月頃
③12月末申請 補助金支払日:3月頃

事業箇所			樹種	林齢	面積	実施方法
大字	字	地番				
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施
						組合委託・本人実施

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

※必ず下記【注意事項】を確認し、記入してください※

住所

氏名

㊞

生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日

電話番号

携帯番号

【注意事項】

- 字、地番は良く調査の上、記入して下さい。
- 森林経営計画を樹立していない方は補助申請できない場合があります。
- 作業前と作業完了の写真が必要となりますので、各自で撮影し組合に提出して下さい。
- 写真がない場合は補助金申請ができません。
- ご自身での撮影が困難な方は作業開始の10日以上前にご連絡下さい。
- 作業完了時は速やかにご連絡下さい。

提出先は最寄りの森林組合事務所へ
また、ご不明な点があればご連絡下さい。

宇日本所 54-3326
佐伯支所 22-1156
本匠支所 57-6003
直川支所 58-2004

除伐・保育間伐について

- スギ、ヒノキの11～25年生の山林について、佐伯市の補助金支援もあり手厚い補助になっていますので、ご負担が少なく山林の手入れができます。お申込みにつきましては、付属の申込書にご記入の上、郵送または、お近くの森林組合事務所までご提出ください。



作業前



作業後

下刈りについて

- 5月下旬～10月中旬に、スギ、ヒノキの1～5年生の山林で下刈りを実施していきますので、森林組合へ毎年下刈りを委託されている方に対して案内文書を4月下旬頃に発送します。ご依頼をご希望の方はご提出ください。また、下刈りを自力で作業される方は、付属の申込書にご記入の上、郵送または、お近くの森林組合事務所までご提出ください。



作業前



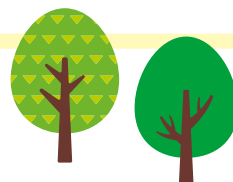
作業後

JAおおいた 宇目支店統廃合に伴う口座確認について

- 宇目支店の統廃合により、森林組合へ登録されている口座に変更があった方は最寄りの森林組合事務所までご連絡をお願いします。



鳥たちの冬越し



森や林で暮らす野鳥たちにとって、エサとなる食べ物が少なくなり、気温も低くなる冬は、生きるためには厳しい季節です。食べ物の不足と低温で冬を越せない鳥がたくさんいます。特にその年に生まれて、初めて冬を迎える若鳥たちにとっては過酷で、最初の冬を越して生き残れるものは10～20%程度とされています。

一般的に鳥たちは単独で冬を越したり、同じ種類が群れになったりして冬越しをします。そんな中で、主に森林で暮らすシジュウカラやエナガなどの異なる種類と一緒に冬を越す鳥たちがいます。これは「カラの混群」と呼ばれていて、シジュウカラやヤマガラが中心となり、これにエナガやメジロ、コゲラなどが加わります。冬に森の中の道を歩いていると、にぎやかな鳥の声が近付いてきて、気が付くとすっかり周りを鳥たちに囲まれてしまっていることがあります。これがカラの混群との出会いです。カラの混群の「カラ」はシジュウカラ科を指しますので、シジュウカラ科の鳥を中心にエナガやメジロなどの他の種類の鳥と一緒にになった小鳥の群れと言えます。

混群を作る最大のメリットは天敵を早く発見して攻撃を防ぎ、生き残ることができることです。混群を構成する異なる種類の鳥たちは、エサを採る場所が異なります。樹木の枝の先端ではエナガが群れて小さな虫などを採っています。幹に近い枝ではシジュウカラやメジロ、幹の下の方や近くの地面ではヤマガラがエサを探します。日本で最も小さいキツツキの仲間のコゲラは幹や枝を上下しながら、樹皮の下の虫を探します。エサを探している途中で、突然、短い「チーツ」という声が発せられると、すべての鳥が身をすくめて上空を見上げ警戒します。一部は大急ぎで茂みに逃げ込んだり、木の枝の陰に隠れたりします。こんな時はたいてい上空をオオタカやハイタカなどの天敵が飛んでいて、獲物を狙っています。たくさんの仲間の目があることで天敵を早く発見して避難することができ、生き残る可能性が大きくなるのです。



ヤマガラ



シジュウカラ



エナガ



コゲラ



メジロ

経営・管理アドバイザー

たけいし のりあき

武石宣彰氏

(日本野鳥の会大分県支部
佐伯地区支部長)



市況					佐伯共販所
樹種	長さ	区分	4/11市		
		径級	A・AB材	B材	C材
スギ	4	5~7			
		8~10	340		
		11~13	15,100		10,710
		14~16	17,110	16,000	11,500
		18~22	18,160	16,220	12,250
		24~28	18,580		12,140
		30~34	17,880	13,660	12,530
		36~38	16,100		
		40上	15,000		
	3	5~7			
		8~10			
		11~13			
		14	19,600		
		16~18	19,500	17,220	
		20~22	16,200		
		24~28	16,690		
		30~34	12,660		
		36~38			
		40上			
市況		やや上げ			

市況					宇目共販所
樹種	長さ	区分	4/11市		
		径級	A・AB材	B材	C材
スギ	4	5~8	150		
		9~11	400		300
		12~13	15,650		10,900
		14~16	17,400	16,800	12,800
		18~22	18,220	16,820	12,730
		24~28	18,560		12,770
		30~34	16,990	16,110	12,620
		36~38	13,990		12,270
		40上	13,670		
	3	5~8	100		
		9~11	200		
		12~13	15,000		8,200
		14	22,500		10,000
		16~18	18,800	17,890	12,110
		20~22	17,500		12,110
		24~26	16,690	14,600	
		28~34	12,970		10,100
		36上	12,500		
		市況		やや上げ	

2022年 市日表

月	日(曜日)	日(曜日)
5月	10日(火)	24日(火)
6月	8日(水)	22日(水)
7月	11日(月)	25日(月)
8月	8日(月)	22日(月)
9月	8日(木)	21日(水)
10月	11日(火)	24日(月)
11月	8日(火)	24日(木)
12月	7日(水)	納市 16日(金)

佐伯広域森林組合 宇目共販所

大分県佐伯市宇目大字
南田原283番地2
TEL 0972-54-3633
FAX 0972-54-3328
★FAX締切時間:午前10時

佐伯広域森林組合 佐伯共販所

大分県佐伯市西浜8-25番地
TEL 0972-22-4531
FAX 0972-22-0435
★毎開市:午後13時



ホット ニュース

佐伯市の林業プロモーション動画がYouTubeにアップロードされました。当組合の造林作業員や林業事業体など佐伯の林業を担う方々が出演されています。林業への熱い思いが約22分間の動画に込められています。ぜひご視聴ください!

【URL】 <https://www.youtube.com/watch?v=keUDkVKzUoo>



組合員の皆様へ

こんなときは、変更手続きが必要です!



- ❁ 組合員が亡くなったとき
- ❁ 組合員資格を譲渡するとき
- ❁ 住所を変更したとき
- ❁ 組合員を脱退するとき
- ❁ 共有林等の代表者を変更したとき

※姓が異なる相続の場合など、続柄が確認できる書類(戸籍謄本)の提出を求めています。

- 手続きを行っていない場合、組合からのお知らせが届かずご迷惑をおかけする事になりますので、忘れず変更手続きをお願いいたします。
- 現在、組合員名簿の整理を進めております。担当職員が各地区を訪問した際は、ご協力をお願いいたします。
- 各種手続きがありましたらお気軽にご連絡ください。

拠点一覧

名称	所在地	電話番号	FAX番号
本所		0972-54-3326	0972-54-3328
宇目共販所	〒879-3302 佐伯市宇目大字南田原283番地2	0972-54-3633	0972-54-3328
宇目工場		0972-54-3930	0972-54-3022
佐伯支所	〒876-0813 佐伯市長島1-2-1(大分県佐伯総合庁舎内)	0972-22-1156	0972-22-9111
本匠支所	〒876-0213 佐伯市本匠大字堂ノ間1067番地1	0972-57-6003	0972-57-6081
直川支所	〒879-3101 佐伯市直川大字赤木2番地1	0972-58-2004	0972-58-2213
佐伯共販所	〒876-0822 佐伯市西浜8番25号	0972-22-4531	0972-22-0435

